

死刑執行に抗議する会長声明

本日、東京拘置所において2名の死刑確定者に対し、死刑が執行された。

当会は、日弁連の「死刑制度問題に関する提言」（2002年11月）及び2004年10月8日に開催された日弁連人権擁護大会における「死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」を受けて、広く市民をも対象としたシンポジウムや公聴会などを開催し、死刑に関するさまざまな問題を取り上げてきており、かねてより再三にわたり、政府に対し、死刑の執行を停止することなどを求めてきた。昨年7月28日以来、1年にわたって執行がなされない状態が続いていたが、この間、死刑執行に関するさらなる情報公開や、死刑制度に関する広範な議論のないまま、本日、千葉景子法務大臣が就任して初めての執行が行われたことは、きわめて遺憾であって、当会は、強くこれに抗議する。

国際社会において、死刑制度については、非常に厳しい目が向けられている。2008年12月18日、国連総会本会議において、死刑執行の停止を求める決議が圧倒的多数の賛成により採決された。さらに、わが国の死刑制度について、国連人権(自由権)規約委員会は、同年10月30日の総括所見において、日本に対し、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、市民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであることを勧告するとともに、死刑執行の事前告知、必要的上訴制度の導入、再審等による執行停止など抜本的な制度改革を行うことを求めた。

わが国では、近時、いっそうの重罰化の傾向が進み、死刑判決数や死刑執行件数が顕著に増加している。国際社会における死刑を抑制しようとする潮流に照らすと、わが国におけるこのような傾向は、もはや異常ともいえるものであって、国際社会からの孤立をますます深める結果となっている。

また、本年3月、いわゆる足利事件の再審公判において、宇都宮地方裁判所は、菅家利和氏に対し、無罪を言い渡したが、このことは重大事件において今なお冤罪が存することを明らかにしたものであり、すでに死刑が執行された者の中にも同様のケースがあるのではないかの懸念が高まっている。

しかし、わが国においては、政府による極端な密行主義のもと、死刑に関する情報はほとんど明らかにされておらず、死刑制度に関する議論を行う前提を欠く状態にある。今後の裁判員裁判において、死刑が求刑されるケースも予想される場所であり、裁判員も死刑を含む量刑判断を行う以上、死刑制度の運用と実態を正確に事実として知ることが重要である。改めて死刑制度についての情報の開示を強く求めるものである。そのような情報開示がなされたうえで、死刑という究極の刑罰を許容すべきか否かについて、この問題に関心を持つ人々の間の議論にとどまらず、広範な議論がなされることが強く望まれる。

当会は、今般改めて、政府に対し、死刑の執行を停止すること及びこれ以上死刑の執行を行わないことを強く要請する。さらに、国連の決議や勧告を真摯に受け止め、わが国における死刑確定者の処遇、死刑執行対象者の決定手続と判断方法、死刑執行の具体的方法と問題点などに関する情報を開示し、死刑の存廃についての広範な議論を踏まえた上で、死刑制度の抜本的な検討及び見直しを行うことを重ねて強く求めるものである。

2010（平成22）年7月28日

大阪弁護士会

会長 金子 武 嗣